

令和2年度 あさぎり町議会第1回会議会議録（第1号）						
招集年月日	令和2年5月8日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和2年5月8日 午前10時00分			議長	徳永正道
	散会	令和2年5月8日 午後3時30分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 15名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小谷節雄	○	8	山口和幸	○
	2	岩本恭典	○	9	永井英治	○
	3	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	4	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	5	橋本誠	○	12	溝口峰男	○
	6	小出高明	○	13	森岡勉	○
	7	豊永喜一	○	14	徳永正道	○
議事録署名議員	1番 小谷節雄 2番 岩本恭典					
出席した議会書記	事務局長 大林弘幸 事務局書記 丸山修一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	尾鷹一範	○	教育長	米良隆夫	○
	副町長	加藤弘	○	教育課長	出田茂	○
	総務課長	土肥克也	○	会計 管理者	田中伸明	○
	企画財政 課長	船津宏	○	農林振興 課長	万江幸一朗	○
	税務課長	那須正吾	○	商工観光 課長	北口俊朗	○
	町民課長	深水昌彦	○	建設課長	大藪哲夫	○
	生活福祉 課長	山内悟	○	上下水道 課長	林敬一	○
	高齢福祉 課長	木下尚宏	○	農業委員会 事務局長	山本祐二	○
	健康推進 課長	松本良一	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第1号）

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長選挙

追加議事日程（第1号の追加第1）

- 追加日程第 1 議席の指定
- 追加日程第 2 会議録署名議員の指名
1番 小谷 節雄 議員、2番 岩本 恭典 議員
- 追加日程第 3 副議長の選挙
- 追加日程第 4 発議第1号 あさぎり町議会広報調査特別委員会の設置に関する決議について
- 追加日程第 5 常任委員会委員の選任
- 追加日程第 6 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第 7 広報調査特別委員会委員の選任
- 追加日程第 8 常任委員会、議会運営委員会及び広報調査特別委員会の委員長、副委員長の互選結果の報告
- 追加日程第 9 人吉球磨広域行政組合議会議員の選挙
- 追加日程第 10 球磨郡公立多良木病院企業団議会議員の選挙
- 追加日程第 11 上球磨消防組合議会議員の選挙
- 追加日程第 12 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 追加日程第 13 議会第1号 あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の報告について
- 追加日程第 14 報告第1号 専決処分したあさぎり税条例等の一部を改正する条例の報告について
- 追加日程第 15 報告第2号 専決処分した令和元年度あさぎり町一般会計補正予算（第14号）の報告について
- 追加日程第 16 報告第3号 専決処分した令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の報告について
- 追加日程第 17 報告第4号 専決処分した令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第2号）の報告について
- 追加日程第 18 報告第5号 専決処分した令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第3号）の報告について
- 追加日程第 19 議案第2号 令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第4号）について
- 追加日程第 20 同意第1号 あさぎり町監査委員の選任同意について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長選挙
- 追加日程第 1 議席の指定
- 追加日程第 2 会議録署名議員の指名
1番 小谷 節雄 議員、2番 岩本 恭典 議員
- 追加日程第 3 副議長の選挙
- 追加日程第 4 発議第1号 あさぎり町議会広報調査特別委員会の設置に関する決議について

- 追加日程第 5 常任委員会委員の選任
- 追加日程第 6 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第 7 広報調査特別委員会委員の選任
- 追加日程第 8 常任委員会、議会運営委員会及び広報調査特別委員会の委員長、副委員長の互選結果の報告
- 追加日程第 9 人吉球磨広域行政組合議会議員の選挙
- 追加日程第 10 球磨郡公立多良木病院企業団議会議員の選挙
- 追加日程第 11 上球磨消防組合議会議員の選挙
- 追加日程第 12 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 追加日程第 13 議会第 1 号 あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の報告について
- 追加日程第 14 報告第 1 号 専決処分したあさぎり税条例等の一部を改正する条例の報告について
- 追加日程第 15 報告第 2 号 専決処分した令和元年度あさぎり町一般会計補正予算（第 14 号）の報告について
- 追加日程第 16 報告第 3 号 専決処分した令和 2 年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の報告について
- 追加日程第 17 報告第 4 号 専決処分した令和 2 年度あさぎり町一般会計補正予算（第 2 号）の報告について
- 追加日程第 18 報告第 5 号 専決処分した令和 2 年度あさぎり町一般会計補正予算（第 3 号）の報告について
- 追加日程第 19 議案第 2 号 令和 2 年度あさぎり町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 追加日程第 20 同意第 1 号 あさぎり町監査委員の選任同意について

午前 10 時 開 会

- 議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。着席ください。
- 議会事務局長（大林 弘幸君） このたびあさぎり町議会議員選挙におきまして見事当選されました議員各位の皆様、まことにおめでとうございます。改めて、お祝いを申し上げます。本会議は、一般選挙後初めての議会ですので、ここで町長のあいさつを受けたいと思います。尾鷹町長、よろしく願いいたします。
- 町長（尾鷹 一範君） 皆さん、おはようございます。議員の皆様には、改めまして、当選おめでとうございます。心よりお喜びを申し上げます。これから 4 年間の御活躍をお祈り申し上げます。今回の選挙は、感染拡大の防止が叫ばれる中での戦いでした。その中で、町民からのさまざまな御意見をお聞きになったことと思います。私もこれまで、政治活動や町長の仕事の中で、町民の切なる願いを聞いてきました。町民の希望は、信頼できる政治です。減少するあさぎり町の人口に占める高齢者の割合は 40% を超えました。これは 16 歳から 64 歳までの生産者人口や、15 歳以下の子供の人口が減少しているあらわれでもあります。1 年間の新生児の出生者数も 100 人を切りました。あさぎり町民の将来への不安は大きいものがあると思いますが、町民の政治への期待も大きいものではないのではないかと感じております。それは選挙の投票率を見るとわかると思います。昨年の町長選挙と今回の町議会選挙の投票率は、今回のコロナ感染症の影響を考えても、決して高くはありません。これからの 4 年間は、執行部と議員の皆様と、力を合わせて、町民の政治への信頼を回復する 4 年間でなければならないと思います。町民の期待は生活の安定です。収入の安

定が若者をあさぎり町に定住させます。あさぎり町は恵まれた環境にあり、可能性は大きな町です。これからICTやAIなどを活用した地域の振興が始まります。コロナ感染症の影響で、現在は経済活動が一時的ではありますが、低迷していますけど、このピンチの中から新しい改革が生まれてきます。コロナ感染症の戦いが始まって既に4カ月が経過しましたが、仕事のやり方などが変わってきております。不可逆的な変化が起こっています。この改革の波に乗ってあさぎり町も、若者が活躍できる豊かなまちを目指さなければなりません。このような改革をしっかりと捉え、人材を育て、次の世代の繁栄の礎を築くのが、今政治にかかわる私たちの責任であると思います。常にあさぎり町民の厳しい目線を意識しながら、日々気を緩めることなく努力してまいりたいと思います。議員の皆様におかれましても、町民の期待を背負っての4年間の議会活動になると思います。若者が活躍するまち、豊かなまち、幸せ感じるまちの実現に向けて、ともに汗をかいていただくよう、よろしく願いいたします。あさぎり町の繁栄のためにあさぎり町民の幸せのために、力を合わせて努力することをお誓い申し上げまして、当選のお祝いの言葉とさせていただきます。誠にありがとうございます。

●**議会事務局長（大林 弘幸君）** 次に、議員の皆様と執行部の自己紹介をお願いいたします。まず、議員からお願いいたします。それでは1番議員から順番にお願いいたします。

○**議員（仮議席1番 小谷 節雄君）** おはようございます。このたびの改選で初めてこの席に立たせていただきます。須恵地区出身、小谷です。どうぞよろしく願いいたします。

○**議員（仮議席1番 岩本 恭典君）** おはようございます。一応2期目の任につきました岩本です。いつも町民が私たちの監視をしていると思って、これからの議員活動に反映してまいりたいと思います。よろしく願います。

○**議員（仮議席3番 難波 文美さん）** 皆さん、おはようございます。難波文美でございます。上地区に住んでおりますけれども、私は町全体のため、町民のための議会議員としての仕事を全うしてまいりたいと思います。どうぞ2期目もよろしく願いいたします。

○**議員（仮議席4番 加賀山 瑞津子さん）** おはようございます。須恵出身の加賀山です。先ほど町長が生活の安定ということをおっしゃいましたが、私も、住民目線の気持ちを忘れずに、3期目も頑張っていきます。よろしく願いいたします。

○**議員（仮議席5番 橋本 誠君）** おはようございます。3期目の橋本誠です。上北出身です。町民目線で町民のために頑張ります。よろしく願いいたします。

○**議員（仮議席6番 小出 高明君）** おはようございます。3期目になります。上地区、小出高明です。融和で活気あるまちづくりに向けて頑張っていきたいと思います。よろしく願います。

○**議員（仮議席7番 森岡 勉君）** 皆様、おはようございます。深田地区出身の森岡でございます。3期目になりました。引き続きよろしく願い申し上げます。

○**議員（仮議席8番 徳永 正道君）** おはようございます。免田西に住んでおります徳永でございます。今期をまた4年間一生懸命、町発展のために取り組みを図ってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○**議員（仮議席9番 豊永 喜一君）** おはようございます。免田東の豊永です。住民福祉の向上を目指して頑張りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○**議員（仮議席10番 山口 和幸君）** 皆様おはようございます。山口です。どうぞよろしく願いいたします。
○**議員（仮議席11番 永井 英治君）** 皆様おはようございます。4期目になりました永井英治でございます。皆様と一緒にあさぎり町の発展のために頑張っていきたいと思います。どうぞよろしく願い申し上げます。

- 議員（仮議席12番 皆越 てる子さん） おはようございます。4期目を当選いただきました上東の皆越 てる子でございます。一人一人に寄り添いながらのまちづくりと、先ほど町長が言われました生活の安定を目指して頑張っていきますので、よろしくお願い申し上げます。
- 議員（仮議席13番 小見田 和行君） おはようございます。5期目になりました岡原選出の小見田和行でございます。執行部の皆さんの力を合わせて、幸せの町づくりに邁進する所存でございますので、よろしくお願いいたします。
- 議員（仮議席14番 溝口 峰男君） おはようございます。上地区の溝口峰男です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 議会事務局長（大林 弘幸君） 次に、執行部の自己紹介をお願いいたします。町長には先ほど冒頭あいさつをいただきましたので、副町長、教育長の以下順次お願いいたします。
- 副町長（加藤 弘君） おはようございます。これからもまたよろしくお願いいたします。気を引き締めてしっかりと議員の皆様方と一緒にまちづくりに邁進していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 教育長（米良 隆夫君） 議員の皆様おはようございます。教育長の米良でございます。本年度は、至誠と感動の教育行政を教育長としての基本姿勢として頑張っていきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。
- 総務課長（土肥 克也君） 皆様おはようございます。総務課長の土肥でございます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。
- 企画財政課長（船津 宏君） おはようございます。企画財政課の船津です。企画財政課には総合戦略室と、それから新型コロナウイルス感染症対策室も、設けておりますので、併せてよろしくお願いいたします。
- 会計課長（田中 伸明君） おはようございます。会計管理者の田中でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 税務課長（那須 正吾君） おはようございます。税務課長の那須です。よろしくお願い致します。
- 町民課長（深水 昌彦君） おはようございます。4月の人事異動で町民課に配属になりました深水です。どうぞよろしくお願い致します。
- 健康推進課長（松本 良一君） おはようございます。健康推進課長の松本です。どうぞよろしくお願い致します。
- 生活福祉課長（山内 悟君） 皆さんおはようございます。生活福祉課長の山内です。どうぞよろしくお願い致します。
- 高齢福祉課長（木下 尚宏君） おはようございます。高齢福祉課長の木下です。どうかよろしくお願い致します。
- 農業委員会事務局長（山本 祐二君） 皆さん、おはようございます。農業委員会局長、山本です。よろしくお願い致します。
- 農業振興課長（万江 浩一郎君） おはようございます。農林振興課長の万江と申します。よろしくお願い致します。
- 商工観光課長（北口 俊朗君） おはようございます。商工観光課の北口です。よろしくお願い致します。
- 建設課長（大藪 哲夫君） おはようございます。建設課の大藪です。どうぞよろしくお願い致します。
- 上下水道課長（林 敬一君） おはようございます。上下水道課長の林です。どうぞよろしくお願い致します。
- 教育課長（出田 茂君） おはようございます。教育課長の出田でございます。よろしくお願い致します。

●議会事務局長（大林 弘幸君） はい、ありがとうございました。最後に私、議会事務局長の大林です。残り1年足らずでございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 自己紹介が終わりましたので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の徳永正道議員を紹介いたします。徳永議員、議長席へお願いいたします。

○臨時議長（徳永 正道君） ただいま紹介されました徳永でございます。規定によって臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（徳永 正道君） ただいまから令和2年度あさぎり町議会第1回会議を開会します。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（徳永 正道君） 日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席はただいま着席の議席とします。

日程第2 議長の選挙

○臨時議長（徳永 正道君） 日程第2、議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。ただいまの出席議員は14人です。次に、立会人を指名します。立会人に難波文美議員。加賀山瑞津子議員を指名します。投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

○臨時議長（徳永 正道君） 投票用紙の漏れはありませんか。配付漏れはありませんか。配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異常なしと認めます。

○臨時議長（徳永 正道君） ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

○臨時議長（徳永 正道君） 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

○臨時議長（徳永 正道君） 開票を行います。難波議員、加賀山議員、投票の立ち会いをお願いします。

○臨時議長（徳永 正道君） 選挙の結果を報告します。投票総数14票。有効投票のうち、徳永正道君8票。小見田和行君6票。以上のとおりです。ただいまの選挙により、結果により、会議規則第29条第2項の規定によって、当選の告知を受けた者として改めて議長席に着かさせていただきます。

◎議長（徳永 正道君） ただいまの投票の結果、議長として当選をさせていただきました徳永でございます。改めて皆様方に御礼を申し上げます。これから先、しっかりと議員の皆様方の声に耳を傾けながら、そしてまた、円滑な議会運営を肝に銘じながら、議長の職務を全うさせていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。お手元に配付の追加議事日程を追加して議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程を追加して、議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議席の指定

◎議長（徳永 正道君） 追加日程第1、議席の指定を行います。議席はただいま着席のとおり指定します。

追加日程第2 会議録署名議員の指名

◎議長（徳永 正道君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。本会議の会議録署名議員は会議規則第124条の規定によって、1番、小谷節雄議員、2番、岩本恭典議員を指名します。

追加日程第3 副議長の選挙

◎議長（徳永 正道君） 追加日程第3、副議長の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎議長(徳永 正道君) 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。
- ◎議長(徳永 正道君) お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎議長(徳永 正道君) 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。副議長に森岡勉君を指名します。
- ◎議長(徳永 正道君) お諮りします。ただいま議長が指名した森岡勉君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎議長(徳永 正道君) 異議なしと認めます。したがってただいま指名しました森岡勉君が副議長に当選されました。
- ◎議長(徳永 正道君) ただいま副議長に当選されました森岡勉議員が、議場におられますので、当選の告知をいたします。森岡勉議員。答弁席において当選の承諾及びあいさつをお願いします。
- ◎副議長(森岡 勉君) 改めまして皆さん方の御支援で副議長の任を仰せつかることになりました森岡でございます。まだ未熟者ではございますけれども、一生懸命頑張りたいと思いますので、皆様方の御協力を御支援をよろしくお願い申し上げます。
- ◎議長(徳永 正道君) ここで議長副議長の選挙に伴いまして、議席の一部変更を行います。豊永議員の議席を7番に、。山口議員の議席を8番に、永井議員の議席を9番に、皆越議員の議席を10番に、小見田議員の議席を11番に、溝口議員の議席を12番に、副議長の席を13番に、議長の席14番に、それぞれ変更いたします。議席の移動をお願いします。ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時28分

再開 午後10時30分

- ◎議長(徳永 正道君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第4 発議第1号

- ◎議長(徳永 正道君) 追加日程第4、発議第1号あさぎり町議会広報調査特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。発議第1号は、会議規則第35条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎議長(徳永 正道君) 異議なしと認めます。したがって発議第1号は趣旨説明を省略することに決定しました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
- ◎議長(徳永 正道君) これから発議第1号を採決します。本案は議案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎議長(徳永 正道君) 常任委員の選考委員会を開きますので、ここで休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午後11時32分

◎議長(徳永 正道君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第5 常任委員会委員の選任

◎議長(徳永 正道君) 追加日程第5、常任委員会委員の選任を行います。お諮りします。常任委員会委員の選任についてはお手元にお配りいたしました名簿のとおりにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員の選任については、お手元に配りました名簿のとおりとすることに決定しました。

◎議長(徳永 正道君) 各常任委員会開催のため暫時休憩します。開会は午後1時半でございます。

休憩 午前11時33分

再開 午後1時30分

◎議長(徳永 正道君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第6 ～ 追加日程第7

◎議長(徳永 正道君) 追加日程第6、議会運営委員会委員の選任及び追加日程第7、広報調査特別委員会委員の選任を一括議題とします。お諮りします。議会運営委員会委員及び広報調査特別委員会委員の選任については、お手元に配りました名簿のとおりにしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 異議なしと認めます。したがって議会運営委員会委員及び広報調査特別委員会委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎議長(徳永 正道君) 議会運営委員会及び広報調査特別委員会開催のため暫時休憩します。

●議会事務局長(大林 弘幸君) この後議会運営委員の皆様方は第2研修室、それと議会広報調査特別委員会については議員控室のほうに御集合をお願いいたします。

休憩 午後1時31分

再開 午後1時40分

◎議長(徳永 正道君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第8

◎議長(徳永 正道君) 追加日程第8、常任委員会、議会運営委員会及び広報調査特別委員会の委員長、副委員長の互選結果の報告を議題とします。総務建設経済、厚生文教、議会運営、広報調査特別委員会の順に各委員会の代表者に答弁席で発表願います。まずは総務建設経済常任委員会お願いいたします。答弁席にてお願いいたします。

○議員（8番 山口 和幸君） それでは、総務建設経済常任委員会の委員長に選任をされました山口でございます。副委員長だいやったかな、失礼しました。皆越てる子議員を副委員長に選任いただきました。私と皆越議員力を合わせて、総務建設経済常任委員会をしっかりと運営していきたいと思っております。どうぞ皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 次に、厚生文教常任委員会をお願いします。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） では続きまして、厚生文教常任委員会の委員長を仰せつかりました小見田でございます。副委員長に難波文美議員を決定いたしました。以上報告を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 次に議会運営委員会をお願いします。小出議員。

○議員（7番 小出 高明君） 議会運営委員会は委員長、小出が選任されました。そして、副委員長に豊永議員です。どうかよろしくをお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 次に、広報調査特別委員会をお願いします。岩本議員。

○議員（1番 岩本 恭典君） 広報調査特別委員会の委員長に拝命されました岩本です。副委員長は皆越てる子様。議員です。よろしくをお願いします。

追加日程第9 ～ 追加日程第11

◎議長（徳永 正道君） 追加日程第9、人吉球磨広域行政組合議会議員の選挙から、追加日程第11、上球磨消防組合議会議員の選挙までを一括議題とします。お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

◎議長（徳永 正道君） まず、人吉球磨広域行政組合議員。選挙結果を発表します。皆越てる子議員。山口和幸議員、小出高明議員、加賀山瑞津子議員。次に、球磨郡公立多良木病院企業団議会議員の選挙結果を発表いたします。溝口峰男議員、小見田和行議員、豊永喜一議員、難波文美議員、小谷節雄議員。引き続き、上球磨消防組合議会議員の選挙結果を発表します。永井英治議員、橋本誠議員、岩本恭典議員、以上です。以上のとおり当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって以上のとおり当選されました。

日程第12 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

◎議長（徳永 正道君） 日程第12、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

◎議長（徳永 正道君） 熊本県後期高齢者医療広域連合会議会議員に、溝口峰男議員を指名します。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。ただいま議長が指名しました、溝口峰男議員を熊本県後期高齢者医療広域連合会議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがってただいま指名しました溝口峰男議員が熊本県後期高齢者医療広域連合会議会議員に当選されました。

◎議長（徳永 正道君） ただいま当選されました溝口峰男議員が議場におられます。会議規則第29条第2項の規定によって当選の告知をします。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員当選の承諾及びあいさつをお願いいたします。

○議員（12番 溝口 峰男君） ただいま議長から御指名をいただきまして、熊本県後期高齢者医療連合議会の議員に、皆さん方のご推薦をいただきましてありがとうございます。前期に引き続き、務めさせていただきます。非常に高齢者医療の増額の傾向にありまして、その抑制に努めなければなりません。非常に関心事のある議会でありますので、皆さん方の代表として一生懸命務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

追加日程第13 議案第1号

◎議長（徳永 正道君） 追加日程第13、議案第1号あさぎり町介護保険条例の一部改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第1号あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。介護保険法施行、施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（木下 尚宏君） それでは、議案第1号について説明をいたします。今回の改正につきましては、介護保険法を施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部が改正されたことによりまして、本条例を改正するものでございます。内容は、国が平成27年4月から行ってきました低所得者に対する保険料の軽減強化でございますが、昨年10月の消費税10%引き上げに伴いまして、令和2年4月に軽減強化の完全実施がなされたところでございます。したがって、施行令第1号被保険者、保険料段階第1段階の方は、保険料基準額の元年度負担率37.5%を2年度は30%に引き下げ、第2段階の負担率は62.5%を50%に、第3段階の負担率は72.5%を70%に引き下げ、それぞれ軽減されるものでございます。3ページの新旧対照表をお願いいたします。第2条第2項は、第1段階の方の保険料となります。現行2行目の下線部分、平成30年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、3万5,100円とし、令和元年度及びを削除し、保険料2万9,250円を2万3,400円に、改正し、3項及び4項につきましては、第2段階、第3段階の方の読みかえ規程となりますが、それぞれ、2行目下線部分の令和元年度及び、を削除しまして、第2項中の金額2万9,250円を2万3,400円に改め、改正後の保険料額をそれぞれ3万9,000円、5万4,600円に読みかえるものでございます。2ページのほうをお願いいたします。附則といたしまして、本条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものでございます。また、経過措置として令和元年度以前の保険料は従前の例といたします。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わりますこれから議案第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 可決されました。

追加日程第14 報告第1号

◎議長(徳永 正道君) 追加日程第14、報告第1号専決処分したあさぎり町税条例等の一部を改正する条例の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 報告第1号専決処分したあさぎり町税条例等の一部を改正する条例について報告いたします。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。令和2年5月8日提出、あさぎり町長尾鷹一範。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

◎議長(徳永 正道君) 税務課長。

●税務課長(那須 正吾君) はい。それでは、報告第1号について御説明申し上げます。今回の改正は地方税法改正に伴うところの改正でございます。改正内容につきましては、新旧対照表により説明いたしますが、改正に伴う条ずれや平成から令和の元号の改正、字句の訂正など等については説明を省かせていただきます。それでは、19ページをお願いいたします。今回の改正は、第1条から附則第11条までの条立てで行っております。まず第1条による改正で、新旧対照表の左側が現行で、右側が改正案になります。1番上の第24条及びその下の第34条の2は、寡婦を対象から外し、1人親を対象として追加されるものです。次に、21ページをお願いいたします。第36条の3の2及び第36条の3の3は、単身児童扶養者が削除され、ひとり親が新たに定義されたことに伴い、給与所得者及び公的年金受給者が単身児童扶養者に該当する場合、扶養親族申告書にその旨を記載する必要がなくなったものです。23ページをお願いいたします。右側中ほどの第5項は、調査をしても、所有者が明らかにならない資産について、使用者がいる場合には使用者を所有者としてみなすことができることを新たに追加されたものです。次に26ページをお願いいたします。右側中ほどの第74条の3は、所有者として登記または登記されている個人が死亡している場合に、現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定を新たに追加されたものです。次ページをお願いいたします。第94条は、軽量な葉巻きたばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、令和2年10月1日から2段階で見直すものです。1番下の第96条、次ページをお願いいたします。右側の第2項、第3項は、課税免除の適用に当たって必要な手続を簡素化するものです。32ページをお願いいたします。中ほどの第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長するものです。42ページをお願いいたします。第17条は、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が、創設されたものです。第17条の2は優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長されるものです。45ページをお願いいたします。このページから59ページまでが2条による改正ですが、法律の改正に伴う、項ずれ等が主なものになりますので、説明を省かせていただきます。60ページをお願いいたします。ここからは、第3条及び附則第8条から附則第11条までの改正となりますが、主に元号の改正に伴うところの改正となりますので、説明は省略

いたします。13ページをお願いいたします。施行期日は令和2年4月1日施行となりますが、第1条第1号から第5号の件については当該各号に定める日から施行となります。第2条で、延滞金に関する経過措置、次ページをお願いいたします。第3条と第4条で町民税に関する経過措置、2ページをお願いいたします。中ほどの第5条で固定資産税に関する経過措置、次ページをお願いいたします。第6条と第7条で町たばこ税に関する経過措置となっており、それぞれ施行期日前は、なお従前の例によるとなっております。以上で説明を終わりますよろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告第1号を終わります。

追加日程第15 報告第2号

◎議長（徳永 正道君） 追加日程第15、報告第2号専決処分した令和元年度あさぎり町一般会計補正予算第14号の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 報告第2号専決処分した令和元年度あさぎり町一般会計補正予算第14号について報告いたします。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。令和2年5月8日提出、あさぎり町長尾鷹一範。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

●町長（尾鷹 一範君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） はい。それでは説明いたします。専決処分した令和元年度あさぎり町一般会計補正予算第14号について説明いたします。4ページをお願いいたします。朗読させていただきます。令和元年度あさぎり町一般会計補正予算第14号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,858万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億8,173万8,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。第3条地方債の変更は、第3表地方債補正による。令和2年3月31日専決。今回の補正は、主に起債や各種交付金等の額が確定したことによるものです。9ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正です。総額で363万円、1件を追加するものでございます。詳細は担当課から説明をいたします。次に10ページをお願いいたします。第3表地方債補正です。今回詳細の最終協議によりまして、各起債が確定いたしましたので、変更分の限度額を表のとおり補正したものでございます。合計3,380万円の減額となったところです。詳細については、各担当課で説明をいたします。なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じでございます。次に、13ページをお願いいたします。企画財政課所管分について説明いたします。歳入です。最上段の地方揮発油譲与税から、次のページにかけて、14ページをお願いします。14ページの下から2段目の枠、自動車取得税交付金までにつきましては、年度末で交付額が確定いたしましたので、確定額で補正をしたものでございます。次に15ページをお願いいたします。最上段の目1、地方交付税のうち普通交付税は、今回の予算補正予算の財源調整として、普通交付税で調整をしたものです。特別交付税につきましては、本年度は、2億3,249万1,000円の交付がありましたので、当初予算との差額を計上したものでございます。次に16ページをお願いいたします。下から2枠目の目1、指定寄附金、ふるさと寄附金ですが、実績が1億5,561万7,000円でしたので、予算額に対し438万3,000円の減額をするものです。次に、18ページをお願いいたします。中ほどの欄、目1環境性能割交付金につきましては、消費税率引き上げに伴い、自動車取得税にかわり導入されたもので、確定額により、156万円減額するものです。19ページをお願いいたします。歳出です。1番上の枠、目1

4 基金費のふるさと基金積立金は、先ほど歳入で説明いたしましたふるさと寄附金の減額に合わせて減額するものです。下の森林環境譲与税基金積立金については、担当課から説明があります。下の枠、目17ふるさと寄附対策費のふるさと寄附お礼品については、実績に伴う減額です。企画財政課所管分の説明は以上です。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） では続きまして、総務課所管分を説明申し上げます。16ページをお願いいたします。歳入でございます。2枠目の目1総務費県委託金は、令和2年3月22日執行の県知事選挙費に係る委託金を交付確定により減額補正したものでございます。次のページ17ページをお願いいたします。1枠目、目6公共施設整備基金繰入金は、当該基金繰入金を充当した岡留公園整備工事費の確定により、充当不要額を減額補正したものでございます。次に、最下段3枠目の最下段の目5消防債は、小型ポンプ及び積載車の更新、消防詰所の改築並びに消火栓の設置を行った消防施設整備事業費に記載した緊急防災減災事業債を事業費の確定により減額補正したものでございます。歳入の説明を終わります。次に、歳出を説明いたします。19ページをお願いいたします。2枠目の目7県知事選挙費は、節1報酬から節14使用料及び賃借料まで、執行経費の支出確定による予算残額を減額補正したものでございます。22ページをお願いいたします。1番下の枠の目2非常備消防費は、歳入で減額補正として説明いたしました緊急防災減災事業費債の起債対象である消防ポンプ及び消防積載車の更新に係る備品購入費を目3消防施設費は、消防詰所改築に係る工事請負費と消火栓設置負担金の支出確定による予算残額を減額補正したものでございます。歳出の説明を終わります。次に、給与費明細の説明を行います。25ページをお願いいたします。まず、特別職では、県知事選挙費において、選挙管理委員会等報酬3万5,000円を減額補正しております。したがって、その他特別職の区分の報酬が補正後補正前の額のおりとなるものでございます。次に、一般職の説明を行います。次ページ26ページをお願いします。一般職では、県知事選挙費において、時間外手当93万7,000円を減額補正したことから、職員手当、下表職員手当の内訳での時間外手当が補正後補正前の額のおりとなるものでございます。そして、次のページをお願いいたします。今回の補正は、実績による不用額を減額するものであることから、その事由別内訳は、その他の増減分とするものでございます。以上で総務課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） それでは、生活福祉課所管分の説明を申し上げます。歳入14ページをお願いいたします。1番下の枠で、節1子供子育て支援臨時交付金につきましては、保育園、認定こども園に対する施設型給付費負担金に対する交付金ですが、交付金額の決定に伴い、予算額との差を減額補正したものでございます。次に、15ページをお願いいたします。2番目の枠で目1民生費国庫負担金、節6養育医療事業費負担金、説明欄の養育医療費負担金につきましては、2分の1の負担金交付額の決定に伴い、予算額との差を減額補正したものでございます。次の枠の1枠目、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉総務費補助金、説明欄の保育対策総合支援事業費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のマスク購入等の補助金ですが、補助金交付額の決定に伴い、予算額との差を減額補正したものでございます。次に、1番下の枠になります。目1民生費県負担金、節6救護施設費負担金、説明欄の保護費負担金につきましては、3月末での最終的な保護費負担額の確定による減額補正でございます。次の節7養育医療事業費負担金、説明欄の養育医療費負担金につきましては、4分の1の負担金交付額の決定に伴い、予算額との差を減額補正したものでございます。次に、16ページをお願いいたします。1番目の枠で目2民生費県補助金、節4児童福祉費補助金、説明欄の地域子供子育て支援事業費補助金につきましては、事業実績に基づき補助金交付額の決定に伴い、予算額との差を減額補正したものでございます。同じく説明欄の教育の質の向上のため

の研修支援事業費補助金につきましては、コロナウイルス感染拡大予防のため研修を中止したことにより、減額補正したものでございます。次に17ページをお願いいたします。2番目の枠になります。目1民生費納付金、節1救護施設費納付金、説明欄の自己負担金につきましては、3月末での最終的な自己負担金の確定による増額補正でございます。次の枠の1枠目、目2民生債、節1重度心身障害者医療費助成事業債につきましては、2分の1を県補助残り2分の1を起債借入額としておりまして、医療費の支払い実績によりまして減額補正したものでございます。次の節2出生祝い金事業につきましては、本年度の交付実績が80名となりましたので、実績により減額補正したものでございます。次の節3子供医療費助成事業債につきましては、実績により減額補正したものでございます。次に、19ページをお願いいたします。歳出でございます。1番下の枠で目4障害者福祉費、節20扶助費の重度心身障害者医療費助成事業債、事業費につきましては、助成実績に基づき減額補正したものでございます。次に20ページをお願いいたします。2番目の枠で目1児童福祉総務費、節8報償費の出生祝い金につきましては、予算に対する実績80名の差額分の減額。次の認定こども園等教諭研修講師謝金につきましては、コロナウイルス感染拡大予防のため研修を中止したことによる減額補正でございます。節の19負担金補助及び交付金、子育て支援強化事業補助金につきましては、社会福祉協議会で事業を実施したファミリーサポートセンター事業の実績に基づき減額を行ったものでございます。次の目3子供医療費助成事業費、節20扶助費の子供医療費給付金につきましては、実績見込みにより減額補正したものでございます。次の目5養育医療事業費の財源更正につきましては、歳入の国庫負担金及び県負担金の減額に伴うものでございます。次の枠、目2救護施設事業費、節11需用費につきましては、災害備蓄用の毛布マットなどの消耗品購入のため、増額補正したものでございます。以上で生活福祉課所管分について説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（木下 尚宏君） 続きまして、高齢福祉課所管について御説明いたします。17ページをお願いいたします。歳入の3枠目、町債、目2民生費の節6社会福祉施設除去事業債でございます。高齢者コミュニティセンター高山荘解体事業の事業費確定によります起債の減額でございます。歳入に移ります。19ページをお願いいたします。1番下の枠になります。目7社会福祉施設費の節13委託料。それから次のページをお願いいたします。節15工事請負費でございます。いずれも高齢者コミュニティセンター高山荘解体事業の事業費確定によります減額と歳入で説明いたしました起債額の財源更正となります。以上高齢福祉課関係の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） はい。それでは、健康推進課所管分について御説明いたします。16ページをお願いします。上の枠の2行目でございますけれども、目3衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金、説明の風疹予防接種事業補助金、これは妊娠を希望される妊婦とその家族の方を対象にした予防接種への助成金でございます。その下のこんにちは赤ちゃん事業等補助金、これは母子保健推進員さんによる赤ちゃん訪問等に要する補助金でございます。それからその下の少子化対策総合交付金、これは不妊治療のうちの人工授精に対する補助、それから婚活事業に対する補助でございますけれども、いずれも実績によりまして減額したものでございます。次に、20ページをお願いいたします。1番下の枠になります。目1保健衛生総務費、結婚チャレンジ事業補助金。これは商工会の婚活事業に対する補助でございますけれども、新型コロナウイルスの影響などにより、事業を中止したため減額するものでございます。次のページをお願いします。上の枠になります。目5母子保健事業費、節8報償費の母子保健推進員謝金でございます。これも新型コロナウイルスの影響により、一部訪問を見合わせましたので、減額したものでございます。その下の不妊治療費助成金、これは不妊治療のうちの人工授精に対する助成金でございますけれども、実績により減額したも

のでございます。その下の風疹予防接種助成金、これは妊娠を希望される方及びその家族に対する予防接種の助成金でございますけれども、これにつきましても実績によりまして減額いたしましたものでございます。以上で健康推進課所管分の説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） 農業委員会所管について説明いたします。9ページお願いします。第2表、繰越明許費の補正について、農地台帳システムデータ変換作業委託事業について説明です。農地台帳データの取り込み作業等において、既存の農地台帳と新規の農地台帳の必須項目、管理項目の違いが多数あり、データの内容を確認しながらの手作業の部分にかなり時間を要し不測の日数を要したことで、年度内に完了することができなくなったものでございます。以上、農業委員会所管の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 浩一郎君） それでは、農林振興課分の補正予算について説明をいたします。まず歳入となります。16ページをお願いいたします。上の枠、目4農林水産事業費県補助金の補助金、節2農業費補助金の農業制度資金利子補給費補助金と次の農業次世代人材投資事業補助金の減額につきましては、事業の確定によるものです。また、その下、節3林業費補助金の有害鳥獣駆除補助金についても、事業費の確定による減額となります。次の17ページをお願いいたします。下の枠、目3農林水産業債、節1農業施設整備事業債につきましては、有機センター改修事業に係る事業費の確定による減額となります。19ページをお願いいたします。歳入となります。上段の枠、目14基金費、節25積立金の2段目につきましては、森林環境譲与税が確定し基金への積立額を増額するものです。21ページをお願いいたします。2段目の枠、目4農業振興費、節19負担金補助及び交付金の制度資金利子補給費補助金は、令和元年度の利子補給費が23万621円と確定したことにより減額をするものです。次の農業次世代人材育成投資事業補助金の減額は、交付対象者の前年度の所得により、交付金が算定され、その結果に基づいて減額をするものです。その次、目9農業施設管理費、節15工事請負費及び節18の備品購入費は歳入で説明をいたしました有機センター改修事業費が確定し、起債の減額に伴う減額と財源更正を行うものです。また、最下欄の目6鳥獣被害防止事業費については、事業費の確定により、財源更正を行うものです。以上で農林振興課所管分の説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい。商工観光課所管分の説明をいたします。歳入からです。16ページをお開きください。1番下の枠です。目4、節1産業活性化基金繰入金、産業活性化基金を活用いたしまして、商工業振興補助金に充当しておりますが、実績による減額になります。続きまして歳出になりますが、22ページをお開きください。1番上の枠です。目1商工総務費、節19負担金補助及び交付金、商工業振興補助金、34件の610万7,000円が実績と上がっておりまして、実績による減額補正になります。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい。それでは建設課所管分につきまして説明いたします。17ページをお願いいたします。はい、歳入でございます。下の枠の目3、農林水産業債、節3農村地域防災減災事業債でございますが、事業費確定により、起債対象外となったため減額したものでございます。目4土木債でございますが、舗装や改良工事等の事業費確定により減額したものです。次ページをお願いいたします。1番目の枠の目8災害復旧債の減でございますが、こちらも事業費確定により減額したものです。21ページをお願いいたします。歳出でございます。2番目の枠の目18清願寺ダム管理費は、起債を減額したため財源更正を行ったものです。22ページをお願いいたします。2番目の枠の目2道路維持費、節13委託料と節15

工事請負費、それから目3道路新設改良費の節15工事請負費、並びに目4道路改良費の節15工事請負費につきましては、それぞれ事業費確定により減額したものです。3つ目の枠の目1公園費の工事請負費につきましても、事業費確定により減額したもので、一部財源更正を行っております。24ページをお願いいたします。2番目の枠の目1公共土木施設災害復旧費は、起債のほうで御説明いたしましたとおり、地方債を減額したことにより、財源更正を行ったものです。以上、建設課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 教育課所管分を説明いたします。歳入から説明いたします。15ページをお願いいたします。3枠目、2段目になります。目7教育費国庫補助金、節2要援護児童生徒、助成援助費補助金は、修学旅行に伴う要援護児童生徒援助費実績により増額したものでございます。補助率は2分の1です。その下になります。節3理科教育施設整備事業費補助金の増額は、理科室、備品購入実績によるものでございます。補助率は2分の1です。16ページをお願いいたします。1枠目、4段目になります。目8教育費県補助金、節1教育費補助金、水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金は、各小学校で実施いたしました水俣市での環境学習事業費の確定による補助金減額になります。補助率は2分の1です。次の行です。学校給食費返還等事業補助金は新型コロナ感染症対策時の学校休業時の給食中止により、保護者への給食費返還手数料の実績による減額です。補助率は4分の3です。18ページをお願いいたします。1枠目、1段目、目6教育費、節1学校施設整備事業債。事業費確定により20万円減額いたしました。このことについて、10ページをお願いいたします。第3表地方債補正。9番目の学校施設整備事業の補正前の金額から20万減額し補正後の金額を4,210万円に変更しております。18ページにお戻りください。1枠目、節2社会教育施設整備事業債530万円減額しております。内訳といたしまして、公民分館施設整備事業費として310万円、社会体育施設整備事業分として220万円となります。これについても10ページのほうをごらんいただきたいと思っております。10番目の社会教育施設整備事業、補正前の金額から530万円を減額し補正後の金額を1億4,970万円に変更しました。次に、歳出を説明いたします。23ページをお願いいたします。1枠目になります。目3教育振興費を財源更正しました。2枠目になります。目1学校管理費、節7賃金と節14使用料及び賃借料の減額は、水俣に学ぶ肥後っ子教室開催時の事業確定によるものでございます。マイクロバス借り上げ料と運転手賃金を減額したものです。節15工事請負費を減額しております。岡原小学校の消火用水槽改修工事、屋外トイレ新築工事、職員室等空調更新工事費等が確定したことによる減額になります。3枠目になります。目1学校管理費を財源更正しております。4枠目になります。目2公民館費、節13委託料と節15工事費の減額は、今井地区と永才地区の公民分館新築事業費が確定したことにより減額しております。24ページをお願いいたします。1枠目になります。目2体育施設費、節15工事請負費の減額は、免田総合体育センターグラウンド照明設備改修工事等の事業確定による減額になります。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 報告の説明漏れありませんか。報告が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告第2号を終わります。

◎議長（徳永 正道君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時47分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程第16 報告第3号

◎議長（徳永 正道君） 追加日程第16、報告第3号、専決処分した令和元年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第4号の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 報告第3号専決処分した令和元年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第4号について報告いたします。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。令和2年5月8日提出、あさぎり町長 尾鷹一範。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） はい。それでは御説明いたします。4ページをお願いします。専決処分した令和元年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第4号について御説明いたします。令和元年度あさぎり町の国民健康保険特別会計補正予算第4号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,732万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,283万4,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和2年3月31日専決です。次に9ページをお願いします。今回の補正につきましては、保険給付費などの医療費が見込みより少なかったこと、及び県の特別交付金の増額に伴う補正を行ったものでございます。保険給付費につきましては、前年度より5,200万円余り、率にして3.5%減少しております。1人当たりの金額も、4,200円ほど減少いたしております。それでは予算の内容につきまして御説明いたします。歳入から説明いたします。目1保険給付費等交付金、節1保険給付費等交付金でございますけれども、これは医療費の支払いに充てるものですが、歳入の保険給付費、高額療養費等の実績見込みにより、減額いたしましたものでございます。節2保険給付費等交付金、特別交付金、保険者努力支援分、これにつきましては170万5,000円ほどの減額となっておりますけれども、そのうちの157万6,000円につきましては、その下の特別調整交付金分として交付されております。それから、その特別調整交付金分でございますけれども、これは保険者努力支援分と子供の割合や非自発的失業者の保険税の軽減、それから未就学児の医療費等に基づき交付されるものでございます。実績によりまして増額となったものでございます。その下の県繰入金でございますけれども、これは保険税の収納率や医療費の抑制割合などに基づいて交付されるもので、これは実績に基づき増額となったものでございます。その下の特定健康診査等負担金、これは特定健診特定保健指導の実績に基づくものでございます。次のページをお願いいたします。歳出でございます。一番上の目1一般被保険者療養給付費、説明欄の一般被保険者療養給付費でございますけれども、これは先ほど申し上げましたけれども、医療費が見込みより少なかったことによりまして、減額いたしましたものでございます。その下の目2退職被保険者等療養給付費、以下につきましては、その財源の更正を行ったものでございます。そしてから下の枠の款2の保険給付費につきましても、この普通交付金の減額によりまして財源の更正を行ったものでございます。次のページをお願いいたします。上の枠の款2保険給付費、項3の移送費につきましても、財源を更正したものでございます。それから、次の款3の国民健康保険事業納付金、それから一番下の枠の款5の保健事業費につきましては、いずれも特別交付金の増によりまして、財源の更正を行ったものでございます。はい。以上で説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告第3号を終わります。

追加日程第17 報告第4号

◎議長（徳永 正道君） 追加日程第17、報告第4号、専決処分した令和2年度あさぎり町一般会計補正予算第2号の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 報告第5号、専決処分した令和2年度あさぎり町一般会計補正予算第3号について報告いたします。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。令和2年5月8日提出、あさぎり町長 尾鷹一範。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

●町長（尾鷹 一範君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） はい。専決処分した、令和2年度あさぎり町一般会計補正予算第2号について説明をいたします。4ページをお願いいたします。令和2年度あさぎり町の一般会計補正予算第2号は次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ172万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億3,523万4,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和2年4月14日専決。今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策に伴うものです。次に9ページをお願いいたします。歳入でございます。企画財政課所管分について説明いたします。上の枠、目1地方交付税です。今回の補正予算の財源調整として、普通交付税で調整をしております。企画財政課分の説明は以上です。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） それでは、生活福祉課所管分の説明を申し上げます。歳出10ページをお願いいたします。1番上の枠で目1救護施設総務費、節10需用費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のための防護服20着や防護ゴーグルなどの消耗品の購入費でございます。次の節13使用料及び賃借料の機械借上料は、感染症対策用の次亜塩素酸ミスト機器1台のリース料でございます。以上で生活福祉課所管分について説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） はい。それでは健康推進課所管分につきまして御説明いたします。同じく10ページでございます。中ほどの枠でございますけれども、保健衛生総務費、目1保健衛生総務費の消耗品費でございます。これにつきましては、新型コロナウイルス対策関連のマスク、それから消毒液の購入費でございます。マスクにつきましては、1枚当たりの単価が税抜で42円。3万枚分で、138万6,000円となっております。これにつきましては4月の30日に既に購入を済ませております。それから消毒液につきましては、40リッター分の13万5,000円でございます。これにつきましては、消毒液につきましては現在34リッター分を既に購入いたしているところでございます。以上で健康推進課分の説明を終わります。どうぞよろしく願います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、すいません。あの冒頭の報告のところ、一般会計補正予算第3号と申し上げましたが、第2号でございました。訂正いたします。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで報告第4号を終わります。

追加日程第18 報告第5号

◎議長（徳永 正道君） 追加日程第18、報告第5号、専決処分した令和2年度あさぎり町一般会計補正予

算第3号の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 報告第5号、専決処分した令和2年度あさぎり町一般会計補正予算第3号について報告いたします。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。令和2年5月8日提出、あさぎり町長 尾鷹一範。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

●町長(尾鷹 一範君) 企画財政課長。はい。

●企画財政課長(船津 宏君) では説明いたします。専決処分した令和2年度あさぎり町一般会計補正予算第3号について説明をいたします。4ページをお願いいたします。朗読させていただきます。令和2年度あさぎり町の一般会計補正予算第3号は次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ273万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億3,796万7,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和2年4月23日専決。今回の補正は主に、4月20日に国で閣議決定されました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を受けた特別定額給付金及び臨時特別給付金事業に伴い国の予算成立の前に、準備しなければ間に合わない緊急な業務分について専決処分を行ったものです。次に9ページをお願いいたします。企画財政課所管分について説明をいたします。歳入です。上の枠、目1地方交付税です。今回の補正予算の財源調整として、普通交付税で調整をしております。次に10ページをお願いいたします。歳出です。上の枠目2特別定額給付金給付事業費です。節12委託料につきましては、特別定額給付金事業は、住民基本台帳をベースとして、事務処理を行うことから、住民基本台帳システムの改修が先んじて必要であったため、その経費を計上をしております。企画財政課分は以上でございます。

◎議長(徳永 正道君) 生活福祉課長。

●生活福祉課長(山内 悟君) それでは、生活福祉課所管分の説明を申し上げます。歳出10ページをお願いいたします。2番目の枠で目6子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費、節12委託料、電算システム改修委託料につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当を受給する世帯に対して、国からの臨時特別の給付金支給のため業務の電算システム改修のための委託料を計上したものでございます。以上で生活課福祉課所管分について説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 報告が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで報告第5号を終わります。

追加日程第19 議案第2号

◎議長(徳永 正道君) 追加日程第19、議案第2号令和2年度あさぎり町一般会計補正予算第4号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第2号令和2年度あさぎり町一般会計補正予算第4号について提案いたします。令和2年度あさぎり町一般会計補正予算第4号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億4,147万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億7,944万4,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 企画財政課長。

●企画財政課長(船津 宏君) はい。それでは、令和2年度あさぎり町一般会計補正予算第2号について説

明をいたします。第1条第2項から朗読させていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。今回の補正は主に4月30日に国の補正予算が成立しました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の特別定額給付金及び子育て世帯臨時特別給付金事業に伴う分について計上するものです。次に7ページをお願いいたします。企画財政課所管分について説明をいたします。歳入でございます。1番上の枠、目1地方交付税です。今回の補正予算の財源調整として、先ほど、説明いたしました。専決補正第3号の時点では、国庫補助が確定していなかった分ほか単独事業費分等がありましたので、4月30日に確定いたしましたことから、財源更正を行うなど、普通交付税で調整をしております。次に、中段の枠の上の欄、目1総務費国庫補助金、特別定額給付金給付事業費補助金は、特別定額給付金とその事務費に充てる補助金です。次に8ページをお願いいたします。歳出です。上の枠目2特別定額給付金給付事業費です。主にこの事業の実施に伴い設置いたしましたあさぎり町新型コロナウイルス感染症対策室において、特別定額給付金事業に必要な経費を計上しております。節1報酬から、節8旅費にかけましては、主に事業の事務を行う会計年度任用職員の人件費に係るものです。節11需用費は、給付金事務に伴う消耗品費や印刷製本費など、節11役務費は郵送料や振込手数料、節13委託料は、事務機器の使用料、節17備品購入費は、事務職員の椅子の購入費、そして節18負担金補助及び交付金の特別定額給付金が特別定額給付金事業の本体でありまして、4月27日登録住民基本台帳登録予定者1万5,150人分を計上をしております。企画財政課所管分は以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） それでは、生活福祉課所管分の説明を申し上げます。歳入7ページをお願いいたします。2番目の枠で目2民生費国庫補助金、節3子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている。子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当を受給する世帯に対して、臨時特別の給付金支給のための費用について、国からの補助金として交付されるもので、対象経費全額国補助となっております。次に、8ページをお願いいたします。歳出でございます。下の枠で目6子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費、節3職員手当等の時間外勤務手当につきましては、給付金支給のための職員の時間外勤務手当でございます。次の節11需用費は、通知用の紙代などの消耗品費と封筒の印刷製本費を計上しています。次に、9ページをお願いいたします。1番上の枠で節11、役務費で支給対象者への通知の郵送料、給付金振り込みの口座振込手数料を計上しています。節18負担金補助及び交付金、子育て世帯臨時特別給付金につきましては、児童1人につき1万円。対象児童数を2,109人分と見込んで計上しています。以上で生活福祉課所管分について説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） 最後に総務課から給与費明細につきまして御説明申し上げます。10ページをお願いいたします。特別職につきましては、今回の補正はございません。次ページ11ページをお願いいたします。今回の補正では、担当課からの説明のとおり、特別定額給付金給付事業において、事務補助として新たに1名を任用する。会計年度任用職員の報酬、期末手当及び共済費に社会保険料を、また同給付事業並びに子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に係る時間外勤務手当を計上しております。今回の補正による補正後補正前の額につきましては、各欄のとおりであります。各給与費の補正の総額は、各表の比較の欄に示すとおりでございます。また、次ページ12ページをお願いいたします。今回の給与費の補正につきましては、新規事業に係るものであることから、その事由はその他の増減分に区分するものでございます。以上で給与費明細の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） はい、1点だけお伺いしますが、今回については10万円と1万円でありますが、前回もですね、商工業者等々についての支援等がありました。今後も第1弾、第2弾、第3弾とこういうふうな支援体制をやっばり整えていかなければならないだろうと私は思いますが、そういった状況の中で、前回町長がお話の中で、基金を活用してというお話がありました。確かに基金も私は今の段階ではそれに耐える基金であると思っておりますが、一つだけお伺いしたいんですが、このことについての支援に伴う事業費に対しての起債というのは、起こさ、起こすことができるんでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） はい、報道等で御存じかと思えますけれども、国のほうでですね、地方創生交付金のほうの1兆円を各都道府県、それから市町村で使えるようにということで、その配分について、あさぎり町への配分額の通知も1億数千、1,000万程度配分が来ております。その交付金の活用については検討しておりますけれども、起債の充当が何らかのものができるかっていうのはちょっとこれから、調べてですね、いきたいと思っております。今のところちょっと今、地方創生交付金のほうの活用を今検討を進めているところです。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） はい、やっぱり大変厳しい状況であるということはもうそれは認識があると思えますが、その1億では足りない部分をやはり町は町の独自の支援体制というのを私は必要だろうと思うんですね。国から来るのも確かにそれも活用しなきゃいかんとですが、例えばこの10万円にほかのところはプラスしてやってるところもあるわけですね。そういったことも考えていきますと、やはり基金を取り崩すこともいいとしても、何らかのですねそういったところに手つけんでも過疎債あたりでもですね、活用できるならば、私は非常に財政的にはいいのではないのかなというふうなことを思うもので、その辺は再度調査をいただいて、無理のない形での精一杯の町の独自の支援策をぜひとも講じていただきたいというふうに思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） それぞれの団体、あるいは私も今学校が休業してますので、学校関係それから放課後児童クラブ、いろんなところを見回りながら、どの辺が1番お困りなのか、その辺を調査しているところです。ちょうどコロナの関係もありまして人を集めて、会議をすることもかなわないような状況でしたが、昨日、感染症対策本部会議を行いました、また後で全協のほうでお知らせいたしますけれども、小人数での会合は、可能にしましたので、農業生産者とかあるいは商工会関係者とか、そういういろんな団体と意見交換をしながら、必要など所に必要な支援をしていきたいと考えております。国からの地方創生臨時交付金が出ましたので、それに対して今どんな事業に取り組んでいるかを、関係各課と協議をしているところです。また必要に応じてはそういう起債とかあるいは基金を取り崩しての支援とか、その場によっていろいろと検討していきたいと考えております。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は

起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。

追加日程第20 同意第1号

◎議長(徳永 正道君) 追加日程第20、同意第1号あさぎり町監査委員の選任同意についてを議題とします。地方自治法第117条の規定によって、加賀山瑞津子議員の退場を求めます。

◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 同意第1号、あさぎり町監査委員の選任同意についてを提案いたします。あさぎり町監査委員を次のとおり選任したいので、議会の同意を求める。令和2年5月8日提出、あさぎり町長尾鷹一範。同意を求める方は、住所、熊本県球磨郡あさぎり町須恵 6951 番地。お名前、加賀山瑞津子様。生年月日 昭和36年4月29日生まれでございます。提案理由を申し上げます。あさぎり町の監査委員を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。どうか御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います質疑ありませんか。

◎議長(徳永 正道君) 溝口議員。

○議員(14番 溝口 峰男君) 私はこの4月ですね、全員協議会で、議選の監査委員の問題について、問題提起をいたしました。それはあの、ここに自治体の監査というのがあります。本があるんですが、これは平成元年、私が監査委員のときに購入した本です。その中にですね、このように書いてあります。議選監査委員の必要性については、議論のあるところである。その一つは行政が複雑多様化し、監査委員について、より高度の専門性が求められつつある今日、監査委員には監査委員は、議員から選ぶよりもむしろ行政についてより専門的知識、経験を備えたものから選ぶべきではないかという議論である。もう1点は、本来議員は住民代表として議会活動を通して、行政全般について監視すべき立場にあるにもかかわらず、監査委員という、より限定された立場から行政の監視に当たるといのは、議会制の本来の趣旨から見ておかしいというのではないかという議論。この二つがもう、前々からあってたわけですね。そういった問題があって、平成29年6月に自治法の改正がなされました。議員の中から監査委員を選出しないことができるということになっている。そのことが決まりましたから、いろんな自治体で議論がなされて、議選の監査委員を廃止しております。これはあるところの提案理由ですが、やはり協議の結果としてですね、監査委員と議会の監視機能における役割分担を考えた場合、監査委員は専門性のある執権監査委員にゆだね、専門性や独立性を発揮した監査を実施され、監査機能の充実強化がより図られることが望ましく、議会は議会としての監視に集中し、議会の機能強化を図ること図るべきである。このような提案理由で廃止がなされております。このことについて、今回は、提案がなされておりますけれども、本来のこういった随分昔からの議論がこのようにして法律改正にもなっておりますが、このことについて、町長はどのようにお考えお持ちでしょうか。

◎議長(徳永 正道君) 町長。

●町長(尾鷹 一範君) はい、まあ今回議員の皆さん方から、監査の方1名を選出するに当たって私も地方自治法の関係条例を読ませていただきました。その中には1名は民間から1名は議員の中から、議長が、すいません。町長が選任同意を求めるといこと書いてありましたので、今回はそのようにさせていただきました。中には議員が監査をしなくてもいいというような条文の1例が書いてあるのは承知いたしておりますが、今回の場合は、今までの慣例どおりのやり方をさせていただいたところです。

◎議長(徳永 正道君) 溝口議員。

○議員(14番 溝口 峰男君) はい、今回はもう現実としてここに提案されておりますが、人物がどうの

こうの言ってるんじゃないありませんので、今後ですね、やはりこういった議論がずっとなされてきて自治法も改正された今日、やはり議選も、4年後改選もされるわけですけども、やはり将来的に我々は、やっぱり、このことは議会も執行部も議論していかないかん問題だろうというふうに私は思います。議選の監査委員が出て果たして、本当に私は公平公正な監査ができるかといったら、例えば、百条調査であったり住民監査請求であったり、いろいろ出たときに利害関係がもし議員とのかかわりが出てきたときに、私はそういったときには私は公平公正な監査は私は不可能だろうというふうに思います。ですからやはり、そういったこともあって、そういう法律改正にもなってきた部分もあるというふうに思います。今後の大きな課題としてですね、やっぱり私は前4月の全協でも申し上げておりますが、今後、議会も、次の段階にいく過程の中で、執行部と議会とこのことは議論すべきだろうと私は思いますが、そのあたりはどのようにお考えですか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、議員の皆さんのほうからですね、そういうことで、私の意見を求められるのであれば、私も、それぞれ全国の議会の模様を見ながら、そういうところを調査させてもらって、あるいはいろいろ議員の皆さんのところから監査を出した場合と民間から2名とも民間の監査であった場合の長所短所、そういうのを調べながら、また私なりの考えを持っていきたいと考えております。それとやはりこれまでの慣例、あるいは、この地域人吉球磨地域の慣例、そういうものも遵守しながら、まず、話し合いができる場をしっかりと作ってもいいような状況になったら議論させていただきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから同意第1号を採決します。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。加賀山瑞津子議員の入場を許します。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。本会議で議決の結果生じた事項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することに決定しました。

◎議長（徳永 正道君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和2年度あさぎり町議会第1回会議を閉会いたします。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。お疲れ様でした。

午後3時30分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 2 年 6 月 12日

議 長 徳 永 正 道

署名議員 小 谷 節 雄

署名議員 岩 本 恭 典